

(令和 7 年 9 月以降)

令和 7 年度認証保育所保育料負担軽減助成金のご案内

東京都内の認証保育所に在園している児童の保護者を対象として、下記のとおり助成金を交付します。

1 助成金の交付対象者

- 次の全ての要件を満たしている方が対象となります。
- (1) 児童と保護者が、月の初日に墨田区に住民登録があること。
 - (2) 月の初日に東京都認証保育所に在籍、かつ月 48 時間以上の月極契約をしていること。
 - (3) 認証保育所に月極保育料を全納し、かつ認証保育所がそれを確認していること。
 - (4) 他の認可保育施設、幼稚園、企業主導型保育施設に在籍していないこと。
- ※毎月の契約時間・保育料の納付状況等は、在籍する認証保育所へ、区が直接確認します。

2 助成金額

認証保育所に支払っている月極保育料(※)と助成基準額とを比較していずれか低い方の額
※月の初日時点の月極保育料です。入園料、補食代、雑費は除きます。

【助成基準額一覧】(令和 7 年 9 月 1 日以降)

0～2 歳児 クラス	第 1 子	80,000 円	3～5 歳児 クラス	第 1 子（施設等利用給付認定なし）	40,000 円
				第 1 子（施設等利用給付認定あり）	80,000 円
	第 2 子以降	80,000 円		第 2 子以降	80,000 円

【施設等利用給付認定について】

- 下記①又は②に該当する場合に取得いただくものです。
- ① 3～5 歳児クラスで、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する児童
 - ② 0～2 歳児クラスの住民税非課税世帯で、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する児童
- ①又は②に該当し、現在認定を受けていない場合は、「幼児教育・保育の無償化のご案内(申請書類含む)」をご確認の上、申請してください。ご案内は、園から受け取っていただくか、区役所・出張所等で配布しています。また、区公式ウェブサイトでも申請書類をダウンロードできます。
- 【墨田区役所トップページ → 子育て・教育 → 子育て応援サイト → 手当・助成・支援 (↓QRコード) → 幼児教育・保育の無償化について → 【ガイドブック】幼児教育・保育の無償化に関するご案内】



3 助成金の交付

申請者の指定する口座に「助成対象月(在籍月数分)の助成金」を振り込みます。
交付決定通知は初回の交付予定時期の前に、交付額決定通知は各交付予定時期の前にお送りします。
助成金額が 0 円であった場合は、決定通知の送付はありません。

助成対象月	4 月分～6 月分	7 月分～9 月分	10 月分～12 月分	1 月分～3 月分
交付予定時期	8 月下旬	11 月下旬	2 月下旬	5 月下旬

※申請書の提出の遅れ等がありますと、上記交付予定時期を過ぎての振り込みとなる場合があります。
また、年度末(令和 8 年 3 月 31 日)を過ぎての申請はできません。